

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 16 回）

日時：令和 3 年 1 月 18 日（月）

午後 4 時 00 分～

場所：第二庁舎 4 階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料 1）

（２）病床確保計画のフェーズの引き上げについて（資料 2）

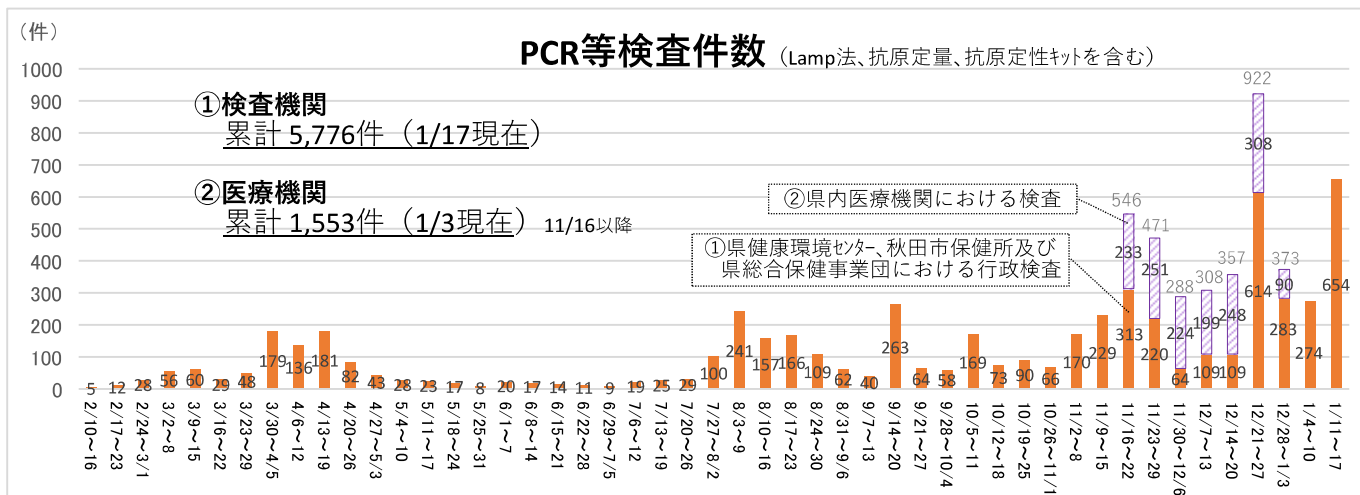
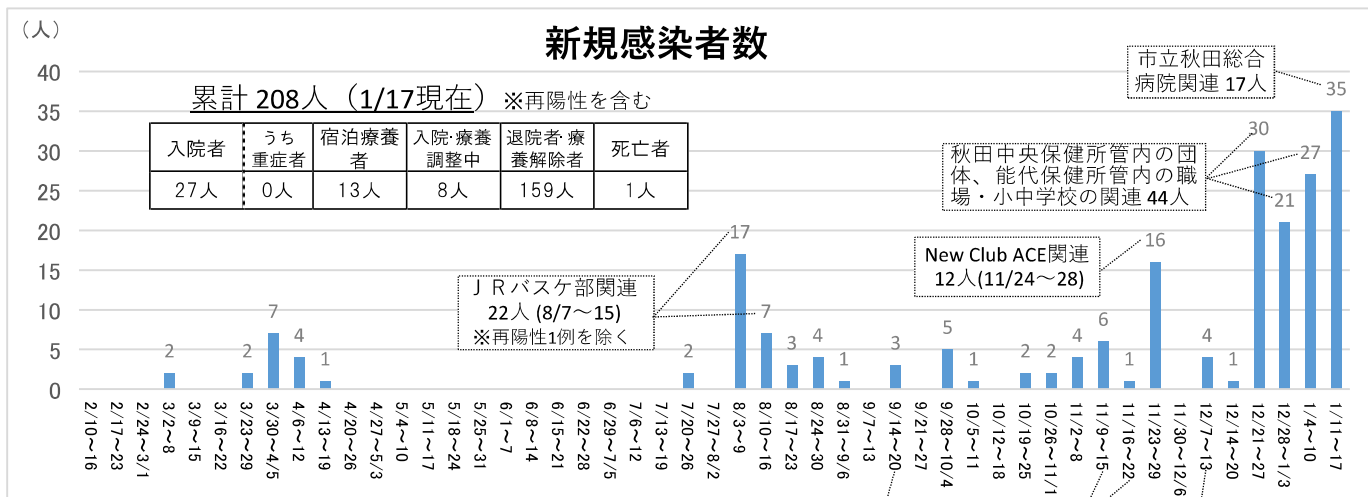
（３）感染警戒レベルの引き上げについて（資料 3）

（４）その他

3 知事指示

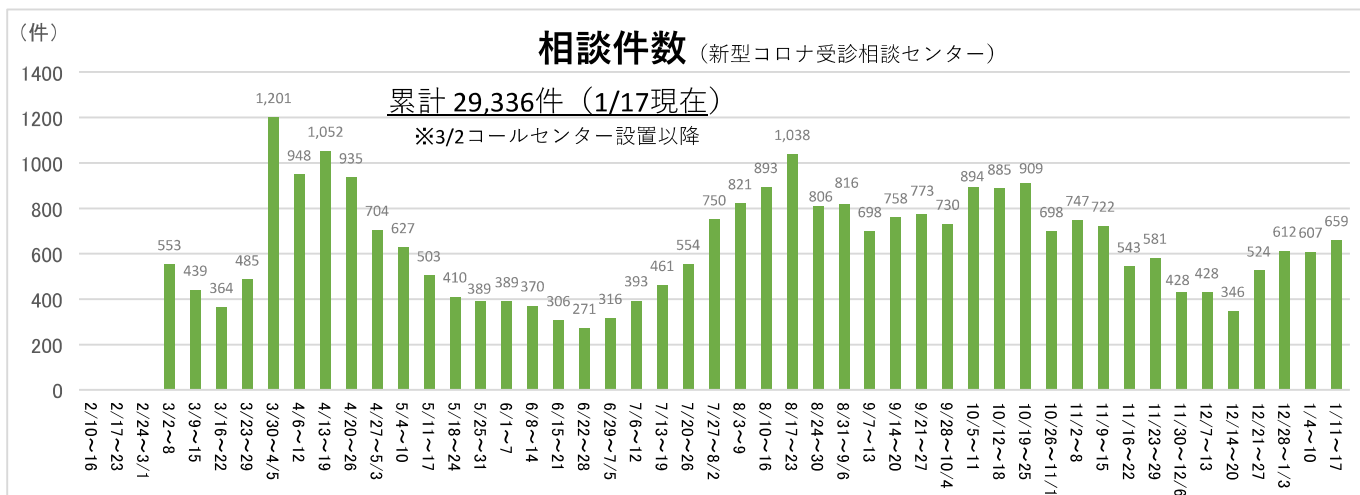
4 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

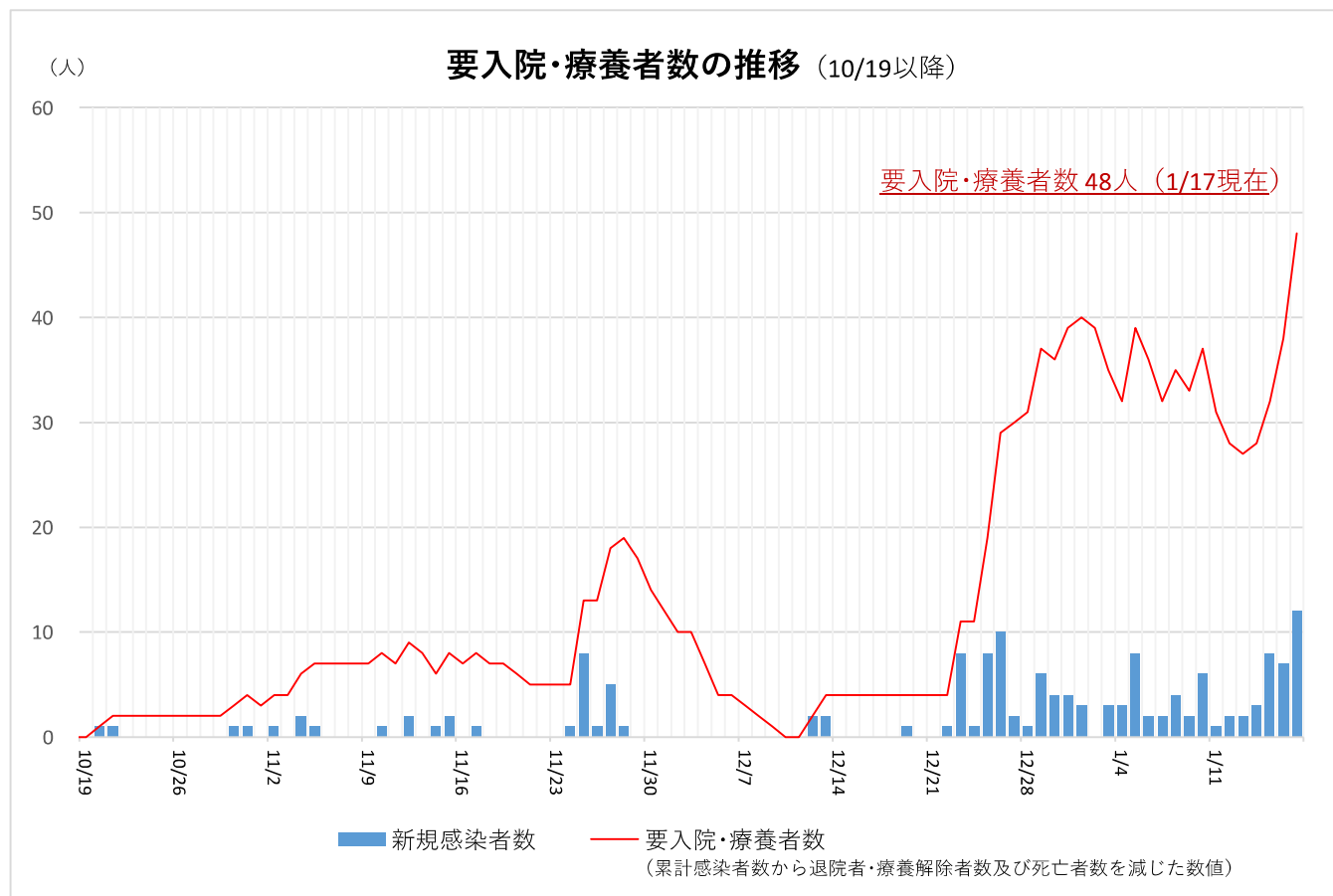
令和3年1月18日
健康福祉部

注) 1/11～17の検査件数は、暫定値であり今後変更となる可能性がある。

※医療機関における検査件数は、11/16以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数を合計した数値 (G-MIS集計分は1/3まで、県医師会集計分は12/27までの件数)



※このほか、年末年始に県医師会が秋田市民向けに臨時相談窓口を設置 (12/30～1/3)



入院病床及び宿泊療養施設の使用状況 (1/17現在)

(人、床・室)

入 院 病 床					宿泊療養施設		
入院者数 (うち重症) ① (②)	現在の 確保病床数 (うち重症者用) ③ (④)	病床使用率 (重症者用 [※] -ス) ①/③ (②/④)	最大確保 想定病床数 (うち重症者用) ⑤ (⑥)	病床使用率 (重症者用 [※] -ス) ①/⑤ (②/⑥)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 (収容人員数) ⑧ (⑨)	居室使用率 (収容人員 [※] -ス) ⑦/⑧ (⑦/⑨)
27 (0)	69 (10)	39.1% (0.0%)	229 (24)	11.8% (0.0%)	13	58 (99)	22.4% (13.1%)

注) 上記のほか 8 人が入院・療養調整中

年代別 累計感染者数 (1/17現在)

(人)

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
4	24	47	26	30	23	29	14	8	208

注) 計には、非公表 1 人のほか、確認中 2 人 (秋田市管轄分) が含まれる。

管轄保健所別 累計感染者数 (1/17現在)

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
9	2	46	19	84	14	7	8	19	208

秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

発熱患者等

事前の電話を徹底

かかりつけ医
(地域の診療所等)

あきた新型コロナ受診相談センター
(コールセンター) 8 回線
※医療機関の紹介のみ

発生届 (HER-SYS)

患者 (確定例)
疑似症 (入院)

保健所 (9 保健所)

受入調整

県調整本部
(保健・疾病対策課)

・宿泊療養施設入所
・医療圏を越える入院調整

・受入医療機関選定
・患者搬送調整
・専門領域の受入調整

入院・宿泊療養施設

入院協力病院
(18 病院 229 床)

○県北 (5 病院 49 床)
○中央 (7 病院 117 床)
○県南 (6 病院 63 床)

・重症 24 床
・中等症Ⅱ 135 床
・軽症・中等症Ⅰ 70 床

※重点医療機関

重症患者または多数の軽症患者発生の際、専用病棟を設置する病院 (5 医療機関)

宿泊療養施設 (1 施設)

無症状者・軽症者のみ受入可

(10/16~)
○中央 (58 室 99 人)

令和3年1月12日現在

3

診療

外来医療機関

(発熱患者等の診療又は検査を実施する医療機関)

診療・検査医療機関
(242 施設)
※旧帰国者・接触者外来を含む

医療機関①
受診相談センターや
他の医療機関からの
紹介を受ける

医療機関②
自院のかかりつけ患
者や自院に直接相談
のあった患者のみ

※新型コロナの検査を実施しない医療機関については、
仮設診療所等他の医療機関と連携し、検査を実施

公設仮設診療所等
(11 施設)

・二次医療圏毎に設置
・1~7 日/週開設
・2 時間程度稼働
・市町村等が設置
・医師会が運営

検査

検査機関

(380 件/日 → 630 件/日)

クラスター発生時等

民間検査機関

・秋田県総合保健事業団
120 件/日

民間医療機関

40 件/日 → 290 件/日
(PCR、Lamp、抗原検査)

行政機関

・県健康環境センター
90 件/日
・秋田市保健所
30 件/日

秋田大学

・PCR 検査ラボ
100 件/日

※このほか、診療・検査医療機関等で抗原検査キットを活用

病床確保計画のフェーズの引き上げについて

令和3年1月18日
健康福祉部

1 現 状（1／17現在）

- 直近1週間の新規感染者数（合計）は、12／26～1／1に週25人を超えていたものの、ほとんどが能代・秋田中央保健所管内等のクラスター関連によるものであった。
一方、当該クラスター関連以外で見ると、12／30時点では週4人であったが、その後増加傾向が続いており、1／17現在では週35人に達している。【図1】
- 病床の確保については、これまでフェーズ2（b）の段階においても、感染拡大を見据え、フェーズ3の病床を一部前倒しながら対応してきたところ。
現在確保病床数に対する使用率は、上記クラスター関連の入院者増加により1／3に35.4%に達した後、1／6には24.6%まで低下した。しかし、その後も新規入院者の増加が続き、1／7以降は25%を超える水準が続いている。【図2】
なお、重症患者の受入は直近1か月は無し。（本県の重症患者はこれまで1人のみ）
- 感染経路不明者については、帰省や往来など県外との関わりがある例を除くと、少数に限られている。（12／22以降の感染者113人のうち、該当は10人）

2 対 応

- 年明け以降も感染者の発生が続いており、直近1週間の新規感染者数や病床使用率の状況を踏まえ、入院患者の急増に備えて必要な病床数を確保するため、病床確保計画に基づき、フェーズ2（b）からフェーズ3へ移行することとした。

※ 病床確保計画におけるフェーズ区分等

（人、床・室）

フェーズ分類		フェーズ1	フェーズ 2a	フェーズ 2b	フェーズ3	フェーズ4
フェーズ 切り替え基準	県内感染者 無し	県内感染者 1名発生	新規感染者数 7人/週	新規感染者数 25人/週	新規感染者数 50人/週	新規感染者数 50人/週
	国内感染者 発生	県外での感染可能性が高い事例に限定	県内で市中感染疑い例が1例でも発生	市中感染事例が拡大し、リスクが高まっている	感染が拡大し、感染経路不明者も多く、クラスター発生のおそれもある	
病床等 確保数	即応病床（うち重症）	30(1)	41(6)	69(10)	115(12)	229(24)
	準備病床（うち重症）	11(5)	77(8)	46(2)	114(12)	—
	宿泊療養居室	58室99人	58室99人		58室99人	58室99人

※下線は、確保(想定)済みの病床数等

1月17日
現在の運用

1月18日
以降

図1

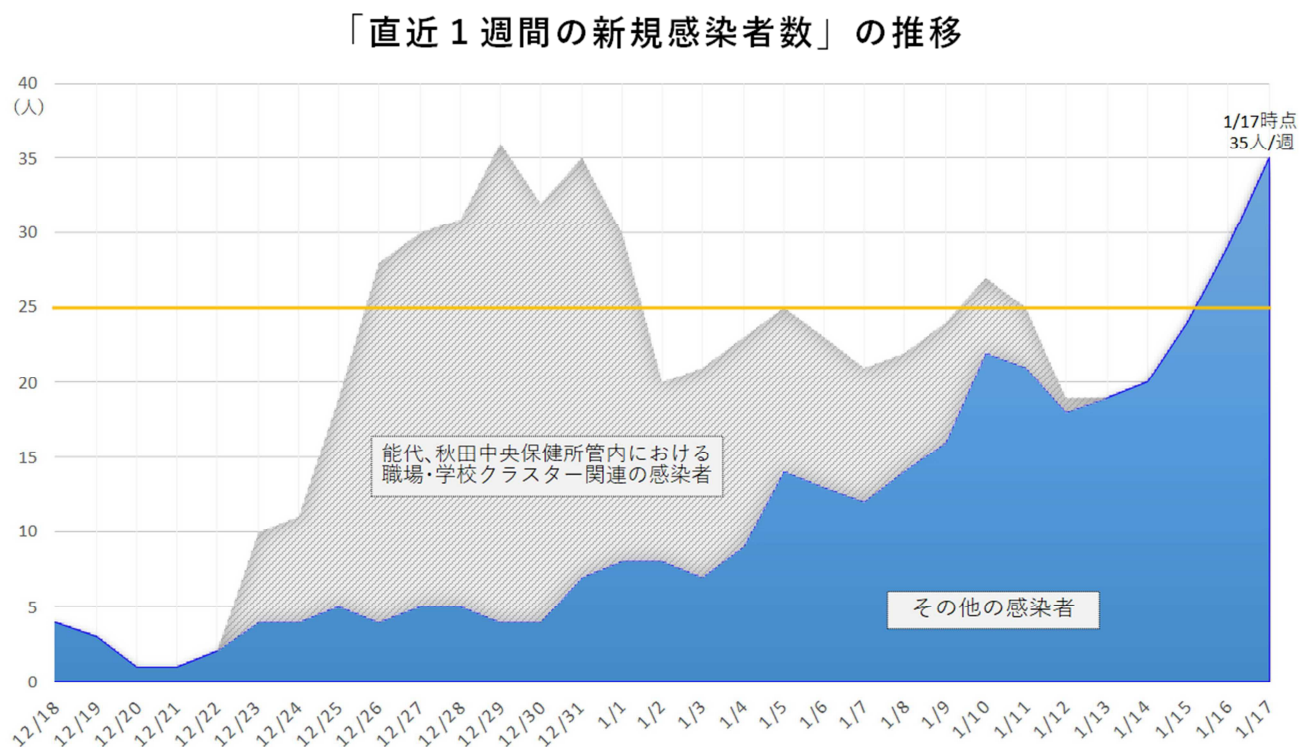
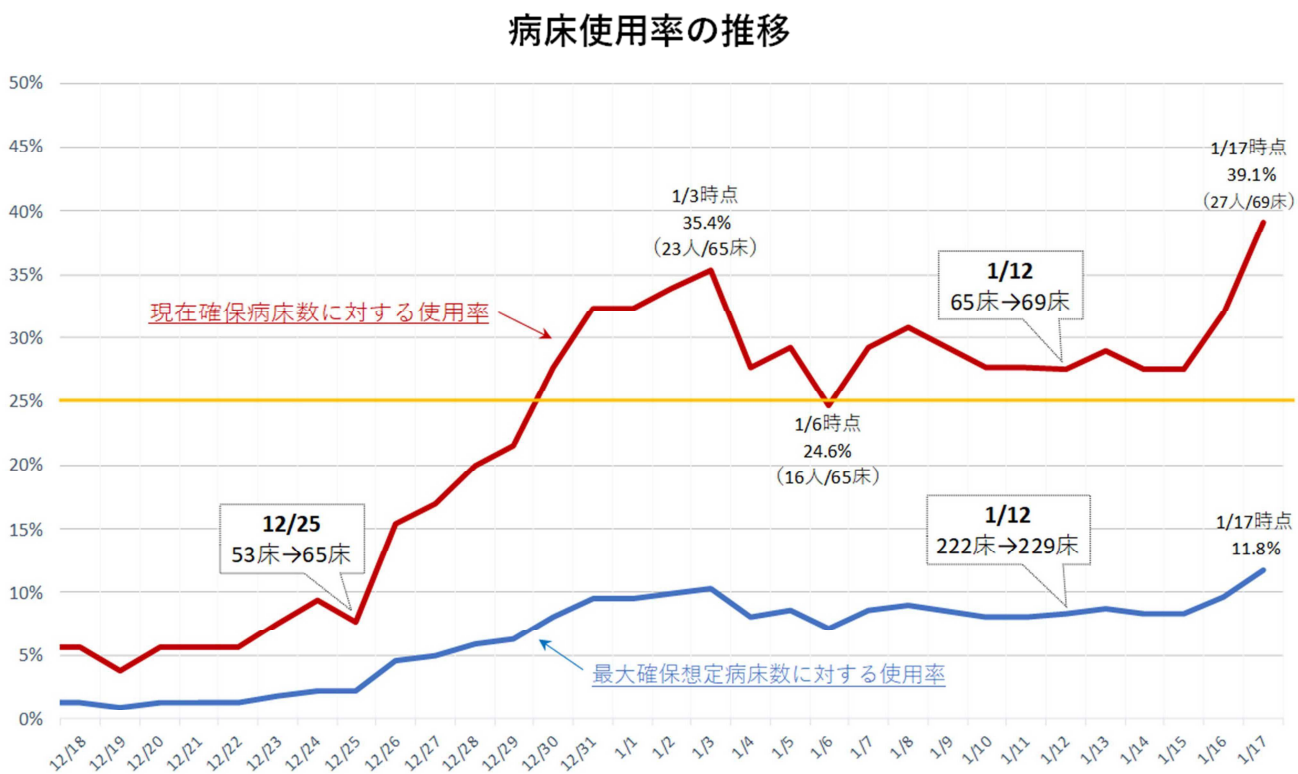


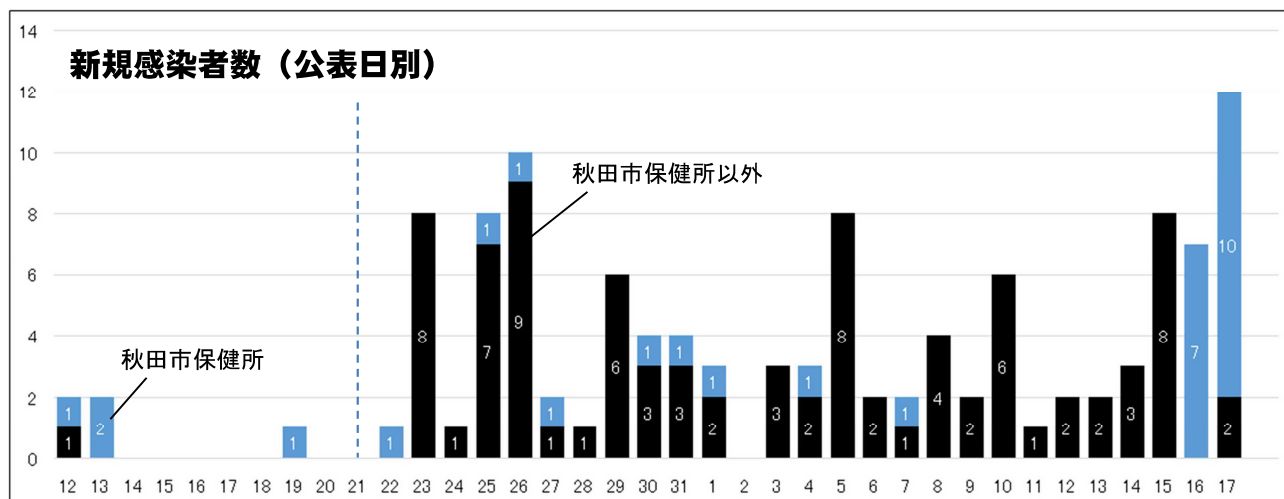
図2



感染警戒レベルの引き上げについて

令和 3 年 1 月 1 8 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県内の感染状況



- 約 1 か月間、2 日を除き 新規感染者が連日発生。12 / 22 以降の感染者数は 113 人と、累積感染者数 208 人の半数強を占め、感染が急速に拡大。
- また、秋田市以外にも能代、湯沢保健所管内などで感染が拡大。
- 感染経路に関しては職場関連等での感染が多くを占めるが、帰省や往来等県外との関わりのある例がみられるほか、院内クラスターが初めて確認。

2 感染警戒レベルの引き上げ

- 1 週間当たりの感染者数は、12 / 28 ~ 1 / 3 が 21 人、1 / 4 ~ 10 が 27 人、1 / 11 ~ 17 が 35 人と、レベル 2 を上回る状況が継続。
- また、緊急事態宣言は 13 日に 7 府県が追加され、対象地域が 11 都府県に拡大。
- 感染状況及び病床確保計画のフェーズの引き上げを踏まえ、警戒レベルを 3 に引き上げ、
 - ・緊急事態宣言が出された 11 都府県との往来について自粛を要請、その他の感染者数が多い地域についても最大限の注意を払うよう強く注意喚起。
 - ・これまで以上のマスク着用やこまめな手洗いなどの基本的な感染対策の徹底について強く注意喚起。
 - ・集会施設や家庭での会食を含め、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、カラオケについては避けるよう強く注意喚起。

〔新型コロナウイルス感染警戒レベル〕

警戒レベル		指標（目安）	県民への要請
レベル 1 【注意喚起】		新規感染者数 0 人	- 基本的な感染対策の徹底 - 業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 - 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル 2 【強い注意喚起】		1 ～ 6 人/週	レベル 1 の注意喚起に加え、 - 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ - イベントの規模を制限
レベル 3 【協力要請】	法 24 条 9 項	7 ～ 24 人/週	レベル 2 の強い注意喚起に加え、 - 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 - 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） - イベントの規模をレベル 2 より制限又は中止
レベル 4 【要請】		25 ～ 49 人/週	レベル 3 の協力要請に加え、 - 不要不急の外出自粛要請（全県） - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（全県） - イベントの中止
レベル 5 【強い要請・指示】 ※国による緊急事態宣言	法 24 条 45 条 9 項	50 人～/週	レベル 4 の要請に加え、 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請（全県）
■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況（増加率、感染経路の由来〈県外・県内〉、感染の広がり〈家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど〉）や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。			

※国の緊急事態宣言時は 45 条を含め要請を行うが、宣言前は 24 条 9 項による要請を行う。

（注）国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることがある。